

平成23年度 第1回  
常陸太田市都市計画審議会議事録

日時：平成23年10月28日（金）午後1時30分開会

場所：常陸太田市役所4階 全員協議会室

## 1. 会議の日時及び場所

日時：平成23年10月28日（金）午後1時30分開会

場所：常陸太田市役所4階 全員協議会室

## 2. 出席者

常陸太田市都市計画審議委員11名（総数11名中11名出席）

事務局5名

傍聴者1名

## 3. 議事

（1）報告第1号 生産緑地地区指定に関する経過について

（2）諮問第1号 日立都市計画生産緑地地区の変更について

### 【事務局】

それでは、只今から平成23年度第1回常陸太田市都市計画審議会を開会いたします。

審議に入ります前に、委員に変更がございましたので、改めて委員の紹介をさせていただきます。資料の4ページに、常陸太田市都市計画審議会条例がございます。その中の第3条第1項第1号から第4号までであるかと思えます。それを提示した物が5ページでございます。

では、まず初めに1号委員でございます。斎藤義則委員。同じく菊池保裕委員。同じく梶ひろみ委員。続きまして2号委員でございます。成井小太郎委員。同じく木村郁郎委員。同じく菊池伸也委員。続きまして3号委員でございます。竹内実委員。同じく軽部宏委員。同じく若松和年委員。続きまして4号委員でございます。庄司敬一委員。同じく立川政子委員でございます。以上11名となっております。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、今任期になりまして初めての審議会となりますので、次第にあります役員改選に移らせていただきます。常陸太田市都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、会長は第3条第1項第1号に規定する委員の中から委員の互選により定めるとございます。

また、第5条第3項の規定によりまして、会長に事故ある時、又は欠けた時は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行するとございます。いかがでしょうか。

恐縮ですが、事務局（案）としまして進めてよろしいでしょうか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【事務局】

事務局（案）としましては、昨年度同様、会長に斎藤委員。それから会長職務代理者に菊池保裕委員をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

### 【各委員】

異議なし

### 【事務局】

ありがとうございます。異議なしとの事ですので、会長に斎藤委員。会長職務代理者に菊池委員をお願いしたいと存じます。

それでは、会長に互選されました斎藤委員、前方の会長席の方へお願いたします。

### 【事務局】

次に、本日の審議会の出席状況でございます。委員11名中11名と全員の出席を頂いておりますので、常陸太田市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本会議は成立していただきますことをご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず次第でございます。次に規則等の綴りです。諮問の第1号としまして、日立都市計画生産緑地地区の変更(案)とあるかと思えます。その他としまして、プロジェクターのコピーでございます。漏れは無いでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、常陸太田市都市計画審議会条例第6条第3項によりまして、会長は会議の議長となるでございますので、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。それでは、斎藤会長、よろしくお願いいたします。

**【議長】**

それでは、議事に入ります前に、本日の会議の公開についてお諮りしたいと思います。内容によっては公開しないと、そういう事もありますので、本日の付議案件の概要を事務局より簡単に説明願います。

**【事務局】**

本日も審議いただきます、日立都市計画生産緑地地区の変更(案)についてでございますが、これは、生産緑地法に基づきまして市街化区域内に存在します農地等において、指定を希望します方々からの申し出制により、良好な都市環境に資すると判断される1,000㎡以上の一団の土地の区域を、都市計画の手続きによって生産緑地地区として指定するものでございます。

都市計画の(案)の図書につきましては、申し出の土地の区域内の所有者、それから住所等の記載がございます。

それでは、手元にお配りしました規則等の資料があるかと思えますが、2ページをお開き下さい。都市計画審議会の公開に関する要項とございまして、第2条の規定によりまして、議長が審議会に諮り、出席した委員の過半数の同意を得まして、会議を非公開にする事が出来るのは、第1号から第3号のいずれかに該当する場合となっております。

本日も審議いただきます案件につきましては、この第1号から第3号の規定のうち、第1号につきましては、規則等の6ページをご覧になっていただきたいと思います。常陸太田市の情報公開条例の第7条第1項第2号の不開示情報となります氏名、住所等が記載をされてございます。特定の個人を識別することができる情報が含まれている事になります。その下段の第2号アの但し書きの除外規定でございます、法令もしくは条例の規定によりまして、または慣行としてして公にされ、または公にする事が予定されている情報にも該当しております。告示にする事によりまして、個人の名前等が公になることとなります。公開要項の2ページへお戻りください。次の第2条第1項第2号の貴重な生物の生息場所の審議を行う場合には該当してございません。

この様に個人情報が含まれる案件ではあるんですが、今回の生産緑地の手続きによりまして、告示されることで公となりますことから、但し書きの除外規定にも該当していることとなります。このため、公開要項の第2条第1項第1号の情報公開条例の不開示情報に該当する場合にはと、第3号の公正かつ円滑な議事運営に、著しい支障が生じると認められる場合の規定につきましては、ご審議を頂きたいと思えます。よろしくお願いいたします。

**【議長】**

それでは、何かご質問、ご意見はございますか。前に作った条例ですので、皆さんご覧になっているかと思えますが。

**【A委員】**

只今の事務局の説明から言いますと、公開にしても差し支えないという事ですか。

**【事務局】**

都市計画決定で告示されますと、その時点で氏名、住所が告示されますので、除外規定にも該当するかと思えます。

**【議長】**

その他いかがでしょうか。

無いようですので、本日の会議は公開としてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【議長】

ありがとうございます。本日の会議は公開とさせていただきます。

それでは、傍聴者と報道関係者を入場させますので、少々お待ち下さい。

【議長】

それでは、会議の傍聴の注意事項について、事務局より説明願います。

【事務局】

はい。注意事項といたしまして、先に傍聴者の方には注意事項をお渡ししておりますので、簡単にご説明をしたいと思います。

会議開催中につきましては、静粛に傍聴をお願いいたします。また、携帯電話、その他これらに類する機器は使用できないよう電源をお切りいただきたいと思います。会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないようにご協力をお願いいたします。その他会場の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為はしないようお願いいたします。また、資料をお配りしていますが、傍聴者の方につきましては、退席される時に入り口の回収箱によりしくお願いしたいと思います。以上でございます。

【議長】

それでは、只今から審議に入らせていただきます。

今からは、会場の出入りや写真撮影等がすべて禁止となります。退席される方は、速やかに退席をお願いいたします。

【議長】

本日の議事録署名人につきましては、第2号委員の菊池伸也委員と、第4号委員の立川政子委員をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

【議長】

それでは議事に入ります。

報告第1号、生産緑地地区指定に関する経過について、事務局より説明願います。

【事務局】

報告第1号の、生産緑地地区の指定に関する経過につきまして、ご説明いたします。

平成21年度に、常陸太田市生産緑地地区の指定及び管理に関する要項を策定いたしまして、昨年度、平成22年度より具体的な運営を開始し、申請を受け付けてまいりました。その要項に基づきまして、昨年度は8地区、内訳につきましては増井町1地区、新宿町7地区の申し出がございました。都市計画の(案)を作成をいたしまして、公聴会開催に伴います閲覧、それから同じく(案)の縦覧を経まして、10月29日に都市計画審議会を開催いたしまして、ご審議を頂いた後、茨城県知事同意を頂きまして、12月1日に告示しております。

また、その後農地の耕作が終了します冬季に、生産緑地地区に指定されますと、土地に標識を設置すると謳われてはおりますが、設置する運びで現地の立会を行いまして、3月から設置を行ってきたところでしたが、大震災の影響で、途中までとなくなってしまっているのが現状です。そうした中、田んぼの耕作が始まってしまいまして、設置できなくなってしまった経緯があるものですから、今年度の指定と一緒に、耕作が終わってから、今年度末に設置していく考えでございます。

続きまして、今年度の具体的な事務につきまして、ご報告いたします。

今年度につきましては、申し出の受付を4月14日から5月13日までの、30日間行いました。この間に指定を希望いたします1,000㎡以上の一団の区域といたしまして、1地区の申し出がございました。こちらが新宿町の落葉坂という地区になります。この申し出によりまして、市の生産緑地地区の指定及び管理に関する要項第14条に基づき組織いたしました、生産緑地地区連絡調

整会議を6月2日に開催いたしまして、内容を審査したところ、その要件を満たすとして確認しております。その後、6月27日に開催しました農業委員会の総会にお諮りをしまして、現地が適正に管理されていると判断する旨の回答を7月4日付けで頂いてございます。これによりまして、市の生産緑地地区の指定及び管理に関する要項第5条の規定を満たしましたことから、都市計画の(案)の作成を行っているところでございます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、公聴会開催に伴います都市計画(案)の閲覧と、その後に縦覧を行っておりますので、その結果についてご報告いたします。

公聴会開催に伴います(案)の閲覧につきましては、ひたちおおたお知らせ版6月10日号に掲載をいたしまして、6月23日から7月7日までの15日間、(案)の閲覧を行ってまいりました。期間中の閲覧者はおりませんでした。また、公述申出人もおりませんでしたので、公聴会は開催してございません。

次に、(案)の縦覧につきましては、ひたちおおたお知らせ版8月25日号に掲載いたしまして、9月15日から9月30日の16日間行いました。この期間中に縦覧した方はおりませんでした。また、意見書の提出もございません。

報告第1号につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

【議長】

はい、ありがとうございました。

何かご質問ございますでしょうか。報告ですので、よろしいですか。

【各委員】

異議なし。

【議長】

報告として、了承したとさせていただきます。

それでは、次の議事案件で、日立都市計画生産緑地地区の変更(案)について、事務局より説明願います。

【事務局】

はい。それでは、諮問第1号平成23年度日立都市計画生産緑地地区の変更に伴います、申請状況の説明に入ります前に、常陸太田市生産緑地地区の指定及び管理に関する要項の第6条に、都市計画の(案)を都市計画審議会に付議しようとする時は、都市計画の(案)に併せまして、申請書を提出するでございます。これに基づきまして申請書を提出するわけでございますが、人数分をコピーしますと膨大な資料となってしまいますので、回覧をさせていただくことでご了承を頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、進めてまいります。まず初めに、資料の確認ですが、1ページが計画書です。こちらにつきまして、昨年度生産緑地地区の決定をしておりますので、今年度につきましては、そこに追加する形になりますので、変更となっております。2ページにつきましては、今年度の申請理由書。3ページ、4ページですが、3ページが総括表としまして、所在地、地積等が載っております。4ページにつきましては、所有者、住所が載っております。5ページにつきましては現況の説明書。6ページが現況の写真になります。7ページから平成21年度からの常陸太田市の生産緑地のこれまでの経過が載っております。

それでは、早速ではございますが、プロジェクターを使いまして、申請状況の概要を説明してまいります。

まず、新宿町の1件が、今年度申請のあった所でございます。4月14日から5月13日受付をしております。こちらにつきまして、常陸太田市の生産緑地地区の位置図になります。昨年度が8地区ございまして、1号が増井町、新宿町につきまして、2号から8号までとなっております。面積につきまして、昨年度7.1ha指定してございます。平成23年度につきましては、9号落葉坂で、面積につきましては、1,831㎡となっております。こちらが今年度追加となりますと、

面積につきまして、全体で7.3haとなります。こちらが詳細な図面となります。こちらが8号の古川、それから、こちらが6号の下川原となっております。古川団地を挟みまして、すぐ下側が9号、落葉坂となります。地区名が落葉坂地区より命名しております。間に古川団地を挟んでいるものですから、どうしても古川と一緒に出来ないものですから、追加になるんですが、9号として追加をする形になります。

申請の筆数は3筆になります。現地につきましては、片方の地権者は、2筆を1枚の田んぼとして耕作をしている状況でございます。こちらが現地の状況です。古川団地を挟みまして、こちらの地区となります。今回の生産緑地地区の指定にあたりまして、内部の調整会議を6月2日に開催いたしまして、申請を受けましたこの土地につきまして、現在営農をされているか、または営農をするための用排水及び、農道の状況が良好かの現地の確認を、市の農業委員会及び農政課の担当職員によりまして、6月15日に実施しております。その時に、地区の担当の農業委員さんにもご同行いただきまして、昨年度指定されました所の状況、実際に耕作されているかの確認と併せまして、こちらの確認をしております。その後6月25日の農業委員会の総会に諮りまして、適正に管理されているという事で、7月4日付けで回答を頂いております。現地の状況としましては、源氏川が流れております。こちらの田んぼにつきましては、源氏川からの用水で耕作をしております。上の古川地区から用水が流れておりまして、落葉坂につきましても、こちらから用水を取っております。道路の側溝も兼ねているんですが、3面コンクリート、又は土水路となっております。農道は道路敷となっております、道路からトラクターなどが良好に降ろせる状況となっております。道路から一段低い所に田んぼが広がっております。2枚の田んぼで、良好に耕作されている状況となっております。道路から奥の田んぼにつきましては、別にパイプを用いまして用水を引いており、良好に管理されているかと思えます。

申請者は、昨年度お父さんが申請をしております、今年はその息子様が申請をしております。今年度の3筆につきましては、所有者もご本人ですし、相続とかもございませんし、抵当権も入っておりませんので、特段他の同意書等は必要ないと確認しております。

営農計画を申請書に添付していただくのですが、同意者の方は60歳過ぎなんですが、生産緑地に指定されますと、基本的には永農。目安としては、30年後には市に対して買い取り請求が出来ると思いますが、娘さんがおりまして、今後農業をしていくという計画だとの事で申請をしております。ご本人だけでは60歳を過ぎておりますので、30年後には90歳になってしまいますので、ご本人に確認をしております。

以上が、今回の生産緑地地区の指定に関する地区の概要となります。よろしくお願いたします。

【議長】

ありがとうございました。

何か質問、ご意見ございますでしょうか。

【B委員】

現地を見てはきたんですが、基本的に農家的に考えますと、稲刈りが終わって田んぼが起こしてあって、農業を営む姿勢が見える水田ではありました。変更することは良いのかなと思ったんですが、用水ではなくて、排水の今の状況と、水はけの悪い所かと思われまますので、そのあたりの改善をどうしていくのか。基本的には、変更に関しては賛成です。

【議長】

事務局でお願いします。

【事務局】

はい。今回の申請はこのような形なんですが、もっと下まで水田が広がっている状況でございます。排水につきましては、順次下へ流している状況でございます。ただ、下の方につきましては、今回の申請者からお声掛けはしたとの事なんですが、生産緑地は申し出制なものですから、今回の生産緑地には申請しないよと言う回答を頂いたとの事で今回の申請となっております。ただ、現地

としましては一体的に耕作されている状況ですので、順次排水がなされている状況となっております。

【議長】

よろしいでしょうか。

【B委員】

はい。

【議長】

その他いかがでしょうか。

【C委員】

申請書を拝見しておるんですが、この地図とこの申請者が違うのですが。

【事務局】

申請書の中で、その地図は申請者がコピーして持ってきた物なんですが、図面が古くて、一緒に最新の公図が付けられております。そちらは現在の所有者となっております。登記簿も確認しております。ご本人の所有という事で確認しております。

【議長】

よろしいですか。

【C委員】

はい。

【議長】

その他ございますか。

ご意見がございませんようですので、都計諮問第1号は原案どおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【議長】

どうもありがとうございました。

都計諮問第1号については原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

【議長】

以上で今回付議されました案件についての審議を終了します。

都計諮問第1号については、原案どおり可決という事で、本日付けをもって市長に答申いたします。

本日の議事審議につきましては以上でございます。

【議長】

傍聴者の皆様はここでご退場となりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

【議長】

それでは以上をもちまして、本日の議事審議等を終了いたしまして、進行を事務局へお返しします。

【事務局】

本日は、慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成23年度第1回常陸太田市都市計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会